破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１９１号
山形市陣場１丁目１番３号　レオパレス陣場105号、前住所山形県寒河江市大字島682番地
債務者　髙橋　一裕
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５４号
埼玉県羽生市東３丁目38番20号　パレスアニマル102
債務者　小林　　丘
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第６９号
山形市宮町２丁目13番７号
債務者　阿部　昭彦
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８１号
山形県天童市大字乱川215番地３
債務者　矢萩工業こと　矢萩　新一
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９４号
山形市大字大森576番地　Ｃ―203号大森住宅
債務者　須貝　裕幸
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０９号
埼玉県熊谷市押切2628番地９、旧住所埼玉県熊谷市村岡399番地５　ダイアパレスリバーコート熊谷804
債務者　間賦口夏代
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１２８号
埼玉県深谷市岡1931番地１
債務者　小林　弘明
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１３１号
埼玉県東松山市本町１丁目11番43号　あるゾウパレス102号、旧住所埼玉県東松山市若松町１丁目13番30号　レグザ東松山104号
債務者　金　　雅直
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１５３号
埼玉県比企郡滑川町みなみ野２丁目16番地１
債務者　谷川原　曜
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１５号
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野554番地２
債務者　栗原　淳子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第２８１号
大阪府河内長野市錦町19番49―202号
債務者　江　　末博
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４４７号
堺市中区東山1013番地　パレドール東山303号、前住所堺市中区伏尾374番地１
債務者　江原　　修
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４６３号
堺市南区赤坂台３丁９番15―110号
債務者　神山　勝美
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５０３号
堺市南区鴨谷台３丁２番３―303号
債務者　岩見　英憲
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５１５号
大阪府高石市綾園１丁目７番10号
債務者　河野　節子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５１８号
堺市堺区甲斐町西３丁２番26―405号
債務者　奥　　純子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
青森県十和田市東二十二番町13番４号　ローズノギクＡ号
債務者　吉田　導彦
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで　青森地方裁判所十和田支部